

## 保 育 所 設 置 認 可 等 要 綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「法」という。）、「保育所の設置認可等について」（平成12年児発第295号厚生省児童家庭局長通知。以下、「295号通知」という。）、「小規模保育所の設置認可等について」（平成12年児発第296号厚生省児童家庭局長通知。以下「296号通知」という。）及び「夜間保育所の設置認可等について」（平成12年児発第298号厚生省児童家庭局長通知。以下、「298号通知」という。）に基づき、同法第39条に定める保育所を運営しようとする者に対し、知事が設置の認可、休止及び廃止の承認並びに設置届、休止及び廃止届の受理を行うについて必要な手続きを定める。

(地域の状況の把握)

第2条 知事及び市町長は、保育所入所待機児童の現状、地域の人口数、就学前児童数、就業構造等に係る現状及び動向等、保育サービスに関する地域の現状を的確に把握し、将来の保育需要の推計を行うことにより、設置認可及び設置に対する判断に資するよう努めるものとする。

(認可の申請)

第3条 法第35条の規定により、保育所の設置認可を受けようとする者は、保育所設置認可申請書（様式1）を市町長を経由のうえ、知事に提出しなければならない。ただし、前項の申請者が市町長である場合は、保育所設置届（様式2）を知事に提出するものとする。

2 第1項の届出について、地方機関処務規程（昭和43年5月1日訓令甲第8号）第3条第10項により、知事に提出する書類は県民局長（県民センターにあっては、県民センター長。以下同じ。）に提出しなければならない。

3 保育所運営の適正化に資するため、国庫補助を受け新規に保育所を設置する場合においては、事前に協議を求める場合がある。

(市町長の意見)

第4条 市町長は、第3条の規定により提出された申請に対し、第2条の規定により地域の保育需要を的確に判断し、認可の要否について市町長の判断を記した書面（様式3）を添え知事に提出するものとする。

(認可の基準)

第5条 認可にあたっては、第4条に規定する市町長の判断を勘案のうえ、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下、「最低基準」という。）その他法令の規定、295号・296号及び298号通知並びに次の各号に定めるところにより判断するものとする。

1 設置認可の申請は、市町が策定した児童数の推移、入所待機の状況等要保育児童等地域の実態、付近の保育所の整備状況等を十分に勘案した保育計画に沿ったものでなければならない。

なお、付近の保育所の整備状況等を勘案する際、市町長は、当該地域における

要入所児童の分布状況、地理的条件等特殊事情を勘案し、認可申請に際して、既設保育所との間に摩擦を生じ、事後の保育所の運営に支障が生じないように配慮しなければならない。

2 定員については、296号及び298号通知に定める場合のほか、60人以上とする。

ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第2項の認定を受ける場合であつて、当該認定を受ける同項に規定する幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の定員の合計数が60人以上となるときは、当該保育所の定員について、10人以上であれば、60人未満の定員とすることができる。

3 職員については、最低基準によるほか、保育単価に含まれる常勤の保育士、非常勤の保育士、調理師(又は栄養士)及びその他の職員を配置するものとする。なお、保育士とは法第18条の4に規定する者をいう。

4 規模及び設備

(1) 乳児または満2歳に満たない幼児を入所させる場合は、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設け、乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えなければならない。

(2) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の近くにある屋外遊戯場に替わるべき場所を含む。)、医務室、調理室及び便所を設置しなければならない。

(3) 乳児または満2歳未満の幼児1人につき、乳児室の面積は1.65㎡以上、ほふく室は、3.3㎡以上とする。

(4) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上とする。

(5) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)には保育に必要な用具を備えるとともに、2階に設置する場合は次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設置する場合は次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火構造物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する

耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で施工されていること。

ヘ 保育室等その他乳児又は幼児が出入し、又は通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備若しくは消防機関へ火災を通報する設備を設けること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては防火処理を施すこと。

(社会福祉法人以外の者に対する設置認可)

第6条 社会福祉法人以外の者に対する設置認可については、前条各号に定める要件を満たすほか、次の各号に定める条件を満たさなければならない。

1 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

2 経営者（設置者が法人である場合にあつては、当該法人の経営に携わる役員とする。以下同じ。）が社会的信望を有していること。

3 次の各号のア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当すること。

ア 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

ウ 経営者に保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

4 保育所を経営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者でないこと。

5 財務内容が適正であること。

(認可に際して付す条件)

第7条 社会福祉法人以外の者に対し保育所の設置認可を行う場合には、次の条件を付すものとする。

1 最低基準を維持するため、設置者に対して知事が必要な報告を求めた場合は報

告書を提出すること。

- 2 収支計算書又は損益計算書において保育所に係る区分経理を行うこと。
- 3 毎会計年度終了後3か月以内に保育所に係る次の書類を、保育所を経営する事業に係る現況報告書(様式4)に添えて提出すること。
  - ア 前会計年度末における貸借対照表
  - イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
  - ウ 「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援第310号。以下「社援第310号通知」という。)に定める資金収支計算書、資金収支内訳表及び保育所ごとに区分された経理に係る積立預金の累計額明細表を提出すること。

(認可の場合の通知)

- 第8条 知事は第3条第1項の申請に対し、第4条に定める市町長の意見を尊重するとともに、第2条に規定する地域の保育サービスへの需要を勘案し、認可の適否について判断するものとする。この場合において、知事は判断の結果を、認可する場合は認可書(様式5)を、認可しない場合は不承認通知書(様式6)を市町長を通じて交付するものとする。
- 2 県民局長は第3条第1項の届出に対し、市町長に受理書(様式7)を交付するものとする。

(保育所の休止、廃止又は認可内容の変更)

- 第9条 保育所を設置運営する者で市町長以外の者は、保育所経営に係る事業を休止又は廃止しようとする場合は、理由を記した書面を添えて保育所休止(廃止)申請書(様式8)を市町長を経由して知事に提出するものとする。
- 2 設置運営する者が市町長である場合は、前項の規定に準じ保育所休止(廃止)届(様式9)により知事に届け出るものとする。
  - 3 認可内容に変更事由が生じたため、法施行規則第37条第1項第1号又は第3項第2号に規定するものについては、変更があった日から起算して1か月以内に、第37条第1項第2号若しくは第3号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、1か月前までに、市町長以外の設置者の場合は市町長を経由して知事に、保育所設置認可事項変更届(様式10)により、設置者が市町長の場合は知事に、保育所設置届出事項変更届(様式11)により届け出るものとする。
  - 4 知事は第1項の申請に対し、地域の保育の実状を勘案し、承認する場合は、保育所休止(廃止)承認書(様式12)を、承認しない場合は、保育所休止(廃止)不承認通知書(様式13)を市町長を通じて交付するものとする。
  - 5 第2項及び第3項の届出については、地方機関処務規程第3条第10項により、知事に提出する書類は県民局長に提出しなければならない。
  - 6 県民局長は第2項及び第3項の届出に対し、設置者が市町長である場合は市町長に、設置者が市町長以外の者である場合は市町長を通じて設置者に、受理書(様式7)を交付するものとする。

(保育に関する委託契約の条項)

第10条 保育の委託について、市町が社会福祉法人以外の者に委託する場合にあっては、次の事項を盛り込んだ契約を締結するものとする。

- 1 保育所経営に係る事業の貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書を作成すること。
- 2 社援第310号通知に定める資金収支計算書及び資金収支内訳表を作成するとともに、保育所を複数経営する場合は、保育所ごとに経理を区分した積立金明細表を作成すること。
- 3 第6条に規定する認可の条件を遵守すること。
- 4 保育所の運営を10年以上継続すること。

(既設の保育所に対する指導)

第11条 この要綱の施行前に設置認可をうけた保育所の経営を社会福祉法人以外が行っている場合、社会福祉法人化を指導するか、最低基準を満足するよう指導するものとする。

(附則)

この要綱は決裁の日から施行するものとし、「児童福祉施設(保育所)の設置認可等について」(昭和62年3月30日児第1011号通知)は廃止する。

(附則)

この要綱は平成15年7月1日から施行する。

(附則)

- (1) 一部改正、平成19年8月1日
- (2) 一部改正、平成25年4月1日
- (3) 一部改正、平成28年6月1日
- (4) 一部改正、令和元年7月31日
- (5) 一部改正、令和3年1月4日
- (6) 一部改正、令和3年10月1日
- (7) 一部改正、令和6年4月1日